

第 44 回南極条約協議国会議の概要

2022 年 5 月 23 日から 6 月 2 日まで第 44 回南極条約協議国会議(ATCM44)がドイツ主催のもとハイブリット形式(対面形式+オンライン参加)で開催されたところ、概要以下のとおり。また、5 月 23 日から 27 日まで第 24 回環境保護委員会(CEP24)が開催された。

1 南極条約体制の運用等に関する事項

- (1) 2021 年 6 月の第 43 回協議国会議以降、南極条約を新たに締結した国はなく、締約国数は 54 のままであった。南極環境保護議定書については、オーストリアが 2021 年 7 月に締結し、締約国数は 42 となった。また、カナダが 2022 年 2 月に同議定書の附属書 V 及び附属書 II の改正を受諾した。
- (2) 次回協議国会議(ATCM45)は、2023 年 5 月 29 日～6 月 8 日にヘルシンキで開催されることとなった。

2 南極観光等に係る議論

近年の観光等を目的とする南極地域への渡航者への対応について議論が行われ、南極地域における観光活動が環境に与える影響を評価するモニタリング・プログラムの設立に取り組むことで一致した。また、南極における観光等を目的とした恒常的施設の建設の問題について議論が行われた。

3 気候変動等に係る議論

南極地域における気候変動の問題及び南極条約体制としての取組について議論が行われた。

4 環境保護に関する事項(第 24 回環境保護委員会)

16 件の南極特別保護地区(ASPA)管理計画の改定、10 件の記念史跡(HSM)のリスト及び南極における遺産の評価・管理に関するガイドラインの改定が行われた。

(了)